

議案第100号

令和7年度尼崎市一般会計補正予算（第4号）

令和7年度尼崎市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,033,575千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ252,950,888千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

令和7年12月16日提出

尼崎市長 松 本 真

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
40 国 庫 支 出 金		64,729,289	3,290,012	68,019,301
	10 国 庫 補 助 金	11,649,789	3,291,734	14,941,523
	15 国 庫 委 託 金	548,150	△ 1,722	546,428
45 県 支 出 金		18,016,809	△ 5,399	18,011,410
	20 県 委 託 金	228,272	△ 5,399	222,873
60 繰 入 金		5,759,169	326,331	6,085,500
	10 基 金 繰 入 金	5,618,936	326,331	5,945,267
65 繰 越 金		2,385,712	423,279	2,808,991
	05 繰 越 金	2,385,712	423,279	2,808,991
70 諸 収 入		15,011,976	△ 648	15,011,328
	30 雜 入	10,768,418	△ 648	10,767,770
歳 入 合 計		248,917,313	4,033,575	252,950,888

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
05 議 会 費		803, 566	△ 20	803, 546
	05 議 会 費	803, 566	△ 20	803, 546
10 総 務 費		26, 470, 224	1, 961, 754	28, 431, 978
	05 総 務 管 理 費	21, 858, 731	1, 937, 375	23, 796, 106
	10 徴 税 費	1, 738, 230	△ 1, 027	1, 737, 203
	15 戸 簿 住 民 基 本 台 帳 費	1, 797, 488	35, 843	1, 833, 331
	20 選 挙 費	510, 083	△ 5, 484	504, 599
	25 統 計 調 査 費	426, 888	△ 1, 243	425, 645
	30 監 査 委 員 費	138, 804	△ 3, 710	135, 094
15 民 生 費		124, 004, 808	1, 389, 889	125, 394, 697
	05 社 会 福 祉 費	46, 510, 077	136, 357	46, 646, 434
	10 児 童 福 祉 費	41, 600, 836	1, 227, 866	42, 828, 702
	15 生 活 保 護 費	33, 598, 936	23, 832	33, 622, 768
	25 青 少 年 費	2, 294, 959	1, 834	2, 296, 793
20 衛 生 費		15, 656, 355	150, 221	15, 806, 576
	05 保 健 衛 生 費	7, 744, 616	10, 027	7, 754, 643
	10 保 健 所 費	1, 217, 716	70, 832	1, 288, 548
	15 衛 生 研 究 所 費	188, 006	1, 959	189, 965
	20 環 境 保 全 費	571, 765	△ 12, 074	559, 691
	25 清 掃 費	5, 934, 252	79, 477	6, 013, 729
25 労 働 費		184, 675	△ 10, 993	173, 682
	10 労 働 諸 費	184, 675	△ 10, 993	173, 682
30 農 林 水 產 業 費		309, 813	4, 893	314, 706
	05 農 業 費	309, 813	4, 893	314, 706

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
35 商 工 費		5,849,944	143,872	5,993,816
	05 商 工 費	5,849,944	143,872	5,993,816
40 土 木 費		21,211,726	49,445	21,261,171
	05 土 木 管 理 費	5,025,720	△ 21,916	5,003,804
	10 道路橋りょう費	2,303,211	20,957	2,324,168
	20 河 川 水 路 費	778,877	11,504	790,381
	25 港 湾 費	9,026	300	9,326
	30 都 市 計 画 費	5,993,275	36,861	6,030,136
	40 住 宅 費	7,101,617	1,739	7,103,356
45 消 防 費		7,067,641	141,509	7,209,150
	05 消 防 費	7,067,641	141,509	7,209,150
50 教 育 費		22,919,408	203,005	23,122,413
	05 教 育 総 務 費	8,433,784	87,842	8,521,626
	10 小 学 校 費	3,239,045	18,537	3,257,582
	15 中 学 校 費	1,801,298	6,727	1,808,025
	20 高 等 学 校 費	2,509,462	71,386	2,580,848
	25 幼 稚 園 費	716,086	△ 35,761	680,325
	30 特 別 支 援 学 校 費	308,966	3,611	312,577
	35 社 会 教 育 費	956,340	△ 3,209	953,131
	40 保 健 体 育 費	4,954,427	53,872	5,008,299
歳 出 合 計		248,917,313	4,033,575	252,950,888

第2表 繰越明許費補正

(単位 千円)

追 加

款	項	事業名	金額
10 総務費	05 総務管理費	物価高騰対策生活応援事業	231,000
15 民生費	10 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当 支給関係事業	138,000
35 商工費	05 商工費	省力化・生産性向上設備事業 導入支援事業	110,000

一 般 会 計

予 算 說 明 書

(補正4号)

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

40 国庫支出金

議100-8

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
40 款 国庫支出金	64,729,289	3,290,012	68,019,301			
10 項 国庫補助金	11,649,789	3,291,734	14,941,523			
10 目 総務費補助金	4,640,912	1,969,734	6,610,646	個人番号カード交付事務費補助金	18,734	○ (総務局) 18,734
				物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	1,951,000	○ (総合政策局) 補助率 10／10 1,951,000 物価高騰対策にかかる事業実施に伴う補正
15 目 民生費補助金	2,090,584	1,322,000	3,412,584	物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金	1,322,000	○ (こども青少年局) 補助率 10／10 1,322,000 児童手当支給対象児童を養育する父母等に 対する子育て応援手当の支給に伴う補正

歳 入

40 国庫支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
15 項 国庫委託金	548,150	△1,722	546,428			
10 目 総務費委託金	373,526	△1,722	371,804	国勢調査委 託金	△1,722	○ (総務局) △1,722

議100-10

歳 入

45 県支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
45 款 県支出金	18,016,809	△5,399	18,011,410			
20 項 県委託金	228,272	△5,399	222,873			
10 目 総務費委託金	170,282	△5,399	164,883	選挙委託金	△5,399	○ (選挙管理委員会事務局) △5,399

歳 入

60 繰 入 金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
60 款 繰 入 金	5,759,169	326,331	6,085,500			
10 項 基金繰入金	5,618,936	326,331	5,945,267			
05 目 財政調整基金繰入金	1,057,755	325,028	1,382,783	財政調整基 金繰入金	325,028	○ (資産統括局) 325,028
90 目 市営住宅等基金繰入金	21,359	1,303	22,662	市営住宅等 基金繰入金	1,303	○ (都市整備局) 1,303

議100-12

歳 入

65 繰 越 金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
65 款 繰 越 金	2,385,712	423,279	2,808,991			
05 項 繰 越 金	2,385,712	423,279	2,808,991			
05 目 繰 越 金	2,385,712	423,279	2,808,991	繰 越 金	423,279	○ (資産統括局) 423,279

歳 入

70 諸 収 入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
70 款 諸 収 入	15,011,976	△648	15,011,328			
30 項 雜 入	10,768,418	△648	10,767,770			
20 目 雜 入	10,768,416	△648	10,767,768	派遣職員等 人件費負担 金	△53	○ (総務局) 穴水町 △1,684 尼崎交通事業振興株式会社 333
					○ (経済環境局) 2025年日本国際博覧会協会 1,433 ○ (都市整備局) 兵庫県西宮土木事務所 △462 ○ (消防局) 兵庫県消防学校 327	
				その他の雜 入	△595	○ (消防局) △595

議100-14

歳 出

05 議会費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
05 款 議 会 費	803,566	△20	803,546	特定財源 0 一般財源 △20			
05 項 議 会 費	803,566	△20	803,546	特定財源 0 一般財源 △20			
05 目 議 会 費	803,566	△20	803,546	一般財源 △20	1 報 酬	△1,473	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除く。） 18人（ほか短時間勤務職員1人） 6,321
					2 給 料	557	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員） 3人 649
					3 職員手当等	3,250	○ 職員給与費 会計年度任用職員（事務補助員）（議会事務局） 215
					4 共 濟 費	△2,354	○ 議員報酬等 42人 △7,205

歳 出

10 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
10 款 総務費	26,470,224	1,961,754	28,431,978	特定財源 1,851,262 一般財源 110,492			
05 項 総務管理費	21,858,731	1,937,375	23,796,106	特定財源 1,839,649 一般財源 97,726			
05 目 一般管理費	7,728,009	96,375	7,824,384	その他 △1,351 一般財源 97,726	1 報 酬 2 給 料 3 職員手当等 4 共 濟 費 8 旅 費	15,382 △16,501 87,809 12,157 △2,472	○ 職員給与費 市長・副市長 3人 1,048 ○ 職員給与費 一般職 (会計年度任用職員を除 76,301 く。) 412人 (ほか短時間勤務職員 13 人) ○ 職員給与費 会計年度任用職員 (行政事務員 △10,164) 50人 ○ 職員給与費 会計年度任用職員 (事務補助員 101) (会計管理室) ○ 職員給与費 会計年度任用職員 (事務補助員 2,311) (秘書室) ○ 職員給与費 会計年度任用職員 (事務補助員 3,973) (危機管理安全局) ○ 職員給与費 会計年度任用職員 (事務補助員 13,806) (総合政策局)

議100-16

歲出

10 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
							○ その他諸経費 258
							○ 職員給与費 会計年度任用職員（事務補助員 4,666 ）（資産統括局）
							○ 職員給与費 会計年度任用職員（事務補助員 8,837 ）（総務局）
							○ 委員等報酬 47人 △2,032
							○ 職員旅費 △2,730
70 目 諸 費	4,148,839	1,841,000	5,989,839	国庫支出金 1,841,000	8 旅 費 10 需 用 費 11 役 務 費 12 委 託 料	100 1,610,741 4,100 226,059	○ 物価高騰対策生活応援事業費（経済環境局） 1,841,000 食料品等の価格高騰により家計への負担が増 している状況を踏まえた、全市民を対象とす る「お米券」の配布に伴う補正

歳 出

10 総 務 費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
10 項 徴 税 費	1,738,230	△1,027	1,737,203	特定財源 0 一般財源 △1,027			
05 目 税務総務費	1,102,328	△1,027	1,101,301	一般財源 △1,027	1 報 酬	15,800	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除 く。） 119人 △27,504
					2 給 料	△8,511	○ 職員給与費 会計年度任用職員（事務補助員 ）（資産統括局） 26,332
					3 職員手当等	△10,455	○ 委員報酬 6人 △289
					4 共 濟 費	1,705	○ その他諸経費 434
					8 旅 費	434	

議100-18

歳 出

10 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
15 項 戸籍住民基本台帳費	1,797,488	35,843	1,833,331	特定財源 18,734 一般財源 17,109			
05 目 戸籍住民基本台帳費	1,797,488	35,843	1,833,331	国庫支出金 18,734 一般財源 17,109	1 報 酬	15,401	○ 職員給与費 一般職 (会計年度任用職員を除く。) 37人 (ほか短時間勤務職員1人) 15,973
					2 給 料	510	○ 職員給与費 会計年度任用職員 (行政事務員) 11人 △254
					3 職員手当等	15,698	○ 職員給与費 会計年度任用職員 (事務補助員) (総務局) 21,443
					4 共 濟 費	5,553	○ 戸籍住民基本台帳事務等関係事業費 △1,319
					8 旅 費	△1,319	

歳 出

10 総 務 費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
20 項 選 举 費	510,083	△5,484	504,599	特定財源 △5,399 一般財源 △85			
05 目 選挙管理委 員会費	106,421	2,644	109,065	一般財源 2,644	2 納 料	1,589	○ 職員給与費 一般職 (会計年度任用職員を除 く。) 10人 2,644
					3 職員手当等	△125	
					4 共 济 費	1,180	
15 目 参議院議員 選挙費	170,093	△5,399	164,694	県支出金 △5,399	1 報 酬	△263	○ 職員給与費 会計年度任用職員 (事務補助員 △159) (選挙管理委員会事務局)
					3 職員手当等	△5,136	○ 投票立会人等報酬 △104
35 目 市議会議員 選挙費	233,569	△2,729	230,840	一般財源 △2,729	1 報 酬	△142	○ 投票事務従事者等職員手当 △5,136
					3 職員手当等	△2,587	○ 投票立会人等報酬 (選挙管理委員会事務局) △142

議 100-20

歲出

10 總務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
25 項 統計調査費	426,888	△1,243	425,645	特定財源 △1,722 一般財源 479			
05 目 統計調査費	426,888	△1,243	425,645	国庫支出金 △1,722 一般財源 479	1 報 酬	△2,951	○ 職員給与費 一般職 (会計年度任用職員を除 く。) 8 人 3,586
					2 納 料	776	○ 職員給与費 会計年度任用職員 (事務補助員 △4,829) (総務局)
					3 職員手当等	832	
					4 共 濟 費	100	

歳 出

10 総 務 費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
30 項 監査委員費	138,804	△3,710	135,094	特定財源 0 一般財源 △3,710			
05 目 監査委員費	138,804	△3,710	135,094	一般財源 △3,710	1 報 酬	145	○ 職員給与費 常勤委員 1人 67
					2 給 料	△2,749	○ 職員給与費 一般職 (会計年度任用職員を除 く。) 11人 △4,063
					3 職員手当等	114	○ 職員給与費 会計年度任用職員 (事務補助員) (監査事務局) 286
					4 共 濟 費	△1,220	

議100-22

歲出

15 民生費

(単位 千円)

歳 出

15 民 生 費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
10 項 児童福祉費	41,600,836	1,227,866	42,828,702	特定財源 1,322,000 一般財源 △94,134			
05 目 児童福祉総務費	24,001,106	1,227,866	25,228,972	国庫支出金 1,322,000 一般財源 △94,134	1 報 酬	42,031	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除く。） 385人（ほか短時間勤務職員9人）
					2 納 料	△48,481	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員） 254人
					3 職員手当等	△73,723	○ 職員給与費 会計年度任用職員（事務補助員）（こども青少年局）
					4 共 濟 費	△10,989	○ 物価高対応子育て応援手当支給関係事業費 1,322,000
					8 旅 費	△2,972	児童手当支給対象児童を養育する父母等に対する子育て応援手当の支給に伴う補正
					10 需 用 費	475	○ 職員旅費 △2,972
					11 役 務 費	11,480	
					12 委 託 料	10,045	
					18 負担金、補 助 及び 交 付 金	1,300,000	

議100-24

歳 出

15 民 生 費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
15 項 生活保護費	33,598,936	23,832	33,622,768	特定財源 0 一般財源 23,832			
05 目 生活保護総務費	1,810,071	23,832	1,833,903	一般財源 23,832	1 報 酬	25,556	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除 <。) 167人 △18,515
					2 給 料	△10,219	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員 ）59人 3,195
					3 職員手当等	△1,822	○ 職員給与費 会計年度任用職員（事務補助員 ）（福祉局） 39,269
					4 共 濟 費	9,976	○ 医師報酬 16人 △458
					8 旅 費	341	○ 職員旅費 341

歳 出

15 民 生 費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
25 項 青少年費	2,294,959	1,834	2,296,793	特定財源 0 一般財源 1,834			
05 目 青少年総務 費	1,484,155	1,834	1,485,989	一般財源 1,834	1 報 酬	7,272	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除 <。) 10人 10,073
					2 給 料	1,731	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員) 251人 △38,852
					3 職員手当等	7,389	○ 職員給与費 会計年度任用職員（事務補助員) (こども青少年局) 36,891
					4 共 濟 費	△8,280	○ 職員旅費 △6,278
					8 旅 費	△6,278	

議100-26

歳 出

20 衛 生 費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
20 款 衛 生 費	15,656,355	150,221	15,806,576	特定財源 0 一般財源 150,221			
05 項 保健衛生費	7,744,616	10,027	7,754,643	特定財源 0 一般財源 10,027			
05 目 保健衛生総務費	1,576,602	3,783	1,580,385	一般財源 3,783	1 報 酬	6,694	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除 く。） 45人
					2 給 料	△8,356	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員 ） 9人
					3 職員手当等	4,124	○ 職員給与費 会計年度任用職員（事務補助員 ）（保健局）
					4 共 濟 費	1,220	○ その他諸経費
					8 旅 費	101	101
25 目 予防衛生費	734,463	5,700	740,163	一般財源 5,700	1 報 酉	522	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除 く。） 5人
					2 給 料	2,454	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員 ） 6人
					3 職員手当等	1,525	○ 職員給与費 会計年度任用職員（事務補助員 ）（危機管理安全局）
					4 共 濟 費	1,199	293

歳 出

20 衛 生 費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
30 目 母子保健対 策費	913,011	544	913,555	一般財源 544	1 報 酬	312	○ 職員給与費 会計年度任用職員（事務補助員 △298 ）（保健局）
					3 職員手当等	132	○ 職員給与費 会計年度任用職員（事務補助員 544 ）（保健局）
					4 共 濟 費	100	

議100-28

歳 出

20 衛 生 費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
10 項 保健所費	1,217,716	70,832	1,288,548	特定財源 0 一般財源 70,832			
05 目 保健所費	1,217,716	70,832	1,288,548	一般財源 70,832	1 報 酬	10,252	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除 く。） 126人（ほか短時間勤務職員2人 ）
					2 給 料	30,206	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員 ） 48人
					3 職員手当等	16,283	○ 職員給与費 会計年度任用職員（事務補助員 ）（保健局）
					4 共 濟 費	13,431	○ 医師報酬 14人 248
					8 旅 費	660	○ その他諸経費 660

歳 出

20 衛 生 費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
15 項 衛生研究所 費	188,006	1,959	189,965	特定財源 0 一般財源 1,959			
05 目 衛生研究所 費	188,006	1,959	189,965	一般財源 1,959	1 報 酬	2,688	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除 く。） 12人 △2,387
					2 納 料	△573	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員 ） 5人 3,879
					3 職員手当等	△1,682	○ 職員給与費 会計年度任用職員（事務補助員 ）（保健局） 267
					4 共 濟 費	1,326	○ その他諸経費 200
					8 旅 費	200	

議100-30

歳 出

20 衛 生 費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
20 項 環境保全費	571,765	△12,074	559,691	特定財源 0 一般財源 △12,074			
05 目 環境保全総務費	253,964	△12,074	241,890	一般財源 △12,074	1 報 酬	4,770	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除 <。) 29人
					2 給 料	△9,414	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員) 1人
					3 職員手当等	△6,070	○ 職員給与費 会計年度任用職員（事務補助員) (経済環境局) 7,474
					4 共 濟 費	△1,360	

歳 出

20 衛 生 費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
25 項 清 掃 費	5,934,252	79,477	6,013,729	特定財源 0 一般財源 79,477			
05 目 清掃総務費	2,262,121	79,477	2,341,598	一般財源 79,477	1 報 酬	11,598	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除 <。） 163人 59,102
					2 給 料	32,146	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員 ） 1人 174
					3 職員手当等	17,507	○ 職員給与費 会計年度任用職員（事務補助員 ）（経済環境局） 20,201
					4 共 濟 費	18,226	

議100-32

歳 出

25 労 働 費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
25 款 労 働 費	184,675	△10,993	173,682	特定財源 0 一般財源 △10,993			
10 項 労働諸費	184,675	△10,993	173,682	特定財源 0 一般財源 △10,993			
05 目 労 政 費	184,675	△10,993	173,682	一般財源 △10,993	1 報 酬	259	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除 く。） 6人 △11,758
					2 給 料	△5,401	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員 ） 5人 421
					3 職員手当等	△4,379	○ 職員給与費 会計年度任用職員（事務補助員 ）（経済環境局） 344
					4 共 濟 費	△1,472	

歳 出

30 農林水産業費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
30 款 農林水産業費	309,813	4,893	314,706	特定財源 0 一般財源 4,893			
05 項 農業費	309,813	4,893	314,706	特定財源 0 一般財源 4,893			
10 目 農業総務費	86,712	4,893	91,605	一般財源 4,893	1 報 酬	400	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除 く。） 9人 4,427
					2 給 料	954	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員 ） 1人 141
					3 職員手当等	3,130	○ 職員給与費 会計年度任用職員（事務補助員 ）（経済環境局） 325
					4 共 濟 費	409	

議100-34

歲出

35 商工費

(单位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
35 款 商 工 費	5,849,944	143,872	5,993,816	特定財源 111,433 一般財源 32,439			
05 項 商 工 費	5,849,944	143,872	5,993,816	特定財源 111,433 一般財源 32,439			
05 目 商工総務費	431,895	33,872	465,767	その他 1,433 一般財源 32,439	1 報 酬 2 納 料 3 職員手当等 4 共 濟 費	1,923 12,931 15,014 4,004	○ 職員給与費 一般職 (会計年度任用職員を除く。) 37人 ○ 職員給与費 会計年度任用職員 (行政事務員) 7人 ○ 職員給与費 会計年度任用職員 (事務補助員) (危機管理安全局) 305 ○ 職員給与費 会計年度任用職員 (事務補助員) (経済環境局) 215
10 目 商工業振興費	5,158,294	110,000	5,268,294	国庫支出金 110,000	18 負担金、補助及び交付金	110,000	○ 省力化・生産性向上設備導入支援事業費 (経済環境局) 市内中小企業者等における省力化や生産性向上に資する設備導入に係る費用の一部補助に伴う補正 110,000

歳 出

40 土木費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
40 款 土木費	21,211,726	49,445	21,261,171	特定財源 841 一般財源 48,604			
05 項 土木管理費	5,025,720	△21,916	5,003,804	特定財源 0 一般財源 △21,916			
05 目 土木総務費	5,016,876	△21,916	4,994,960	一般財源 △21,916	2 納 料	△8,297	○ 職員給与費 一般職 (会計年度任用職員を除 く。) 45人 (ほか短時間勤務職員1人) △19,278
					3 職員手当等	△10,791	○ 職員給与費 会計年度任用職員 (行政事務員 223 人) 4人
					4 共 濟 費	△2,828	○ 職員給与費 会計年度任用職員 (事務補助員 △2,861 (都市整備局)

議100-36

歲出

40 土木費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
10 項 道路橋りょう費	2,303,211	20,957	2,324,168	特定財源 0 一般財源 20,957			
05 目 道路橋りょう総務費	119,577	10,073	129,650	一般財源 10,073	1 報 酬	258	○ 職員給与費 一般職 (会計年度任用職員を除く。) 14人 (ほか短時間勤務職員1人)
					2 納 料	6,021	○ 職員給与費 会計年度任用職員 (行政事務員) 2人
					3 職員手当等	1,154	
					4 共 濟 費	2,640	
15 目 道路橋りょう新設改良費	667,525	10,884	678,409	一般財源 10,884	1 報 酬	146	○ 職員給与費 一般職 (会計年度任用職員を除く。) 13人
					2 納 料	2,639	○ 職員給与費 会計年度任用職員 (事務補助員) (都市整備局)
					3 職員手当等	7,381	
					4 共 濟 費	718	

歳 出

40 土木費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
20 項 河川水路費	778,877	11,504	790,381	特定財源 0 一般財源 11,504			
05 目 河川水路総務費	51,379	7,655	59,034	一般財源 7,655	1 報 酬	2,240	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除 <。) 6人
					2 給 料	1,518	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員) 2人
					3 職員手当等	2,162	
					4 共 濟 費	1,735	
10 目 河 川 費	304,284	1,981	306,265	一般財源 1,981	2 給 料	667	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除 <。) 5人
					3 職員手当等	1,213	
					4 共 濟 費	101	
20 目 水 路 費	224,906	1,868	226,774	一般財源 1,868	2 給 料	631	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除 <。) 2人
					3 職員手当等	870	
					4 共 濟 費	367	

議100-38

歳 出

40 土木費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
25 項 港 湾 費	9,026	300	9,326	特定財源 0 一般財源 300			
05 目 港 湾 費	9,026	300	9,326	一般財源 300	2 納 料	185	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除 く。） 1人
					4 共 濟 費	115	300

歳 出

40 土木費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
30 項 都市計画費	5,993,275	36,861	6,030,136	特定財源 △462 一般財源 37,323			
05 目 都市計画総務費	913,088	2,498	915,586	一般財源 2,498	1 報 酬	4,844	○ 職員給与費 一般職 (会計年度任用職員を除 く。) 60人 (ほか短時間勤務職員1人) △5,253
					2 給 料	373	○ 職員給与費 会計年度任用職員 (行政事務員 4人) 3,674
					3 職員手当等	△3,233	○ 職員給与費 会計年度任用職員 (事務補助員 (都市整備局) 4,557
					4 共 濟 費	514	○ 委員報酬 109人 △480
20 目 都市再開発事業費	136,583	1,265	137,848	一般財源 1,265	2 給 料	379	○ 職員給与費 一般職 (会計年度任用職員を除 く。) 3人 1,265
					3 職員手当等	677	
					4 共 濟 費	209	
25 目 公 園 費	3,340,941	32,824	3,373,765	一般財源 32,824	1 報 酉	552	○ 職員給与費 一般職 (会計年度任用職員を除 く。) 26人 31,799
					2 給 料	13,038	○ 職員給与費 会計年度任用職員 (行政事務員 1人) 277
					3 職員手当等	14,222	○ 職員給与費 会計年度任用職員 (事務補助員 748

議100-40

歳 出

40 土木費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
					4 共 濟 費	5,012) (都市整備局)
35 目 街路事業費	1,478,987	2,814	1,481,801	その他 △462 一般財源 3,276	1 報 酬	148	○ 職員給与費 一般職 (会計年度任用職員を除 く。) 6人 2,510
					2 納 料	380	○ 職員給与費 会計年度任用職員 (事務補助員 304) (都市整備局)
					3 職員手当等	2,186	
					4 共 濟 費	100	
55 目 土地区画整 理費	123,676	△2,540	121,136	一般財源 △2,540	1 報 酉	△1,941	○ 職員給与費 一般職 (会計年度任用職員を除 く。) 1人 145
					2 納 料	145	○ 職員給与費 会計年度任用職員 (事務補助員 △2,685) (都市整備局)
					3 職員手当等	△744	

歳 出

40 土木費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
40 項 住 宅 費	7,101,617	1,739	7,103,356	特定財源 1,303 一般財源 436			
05 目 住宅管理費	1,961,216	2,002	1,963,218	その他 2,002	1 報 酬	△109	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除 く。） 21人 2,172
					2 給 料	1,195	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員 ） 0人 △2,852
					3 職員手当等	100	○ 職員給与費 会計年度任用職員（事務補助員 ）（都市整備局） 2,682
					4 共 濟 費	816	
10 目 民間住宅対 策費	200,398	528	200,926	一般財源 528	2 給 料	413	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除 く。） 5人（ほか短時間勤務職員1人） 528
					4 共 濟 費	115	
15 目 住宅建設費	4,901,808	△1,299	4,900,509	その他 △699 一般財源 △600	1 報 酉	100	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除 く。） 4人 △1,473
					2 給 料	△403	○ 職員給与費 会計年度任用職員（事務補助員 ）（都市整備局） 274
					3 職員手当等	△612	○ 委員報酬 20人 △100
					4 共 濟 費	△384	

議100-42

歳 出

40 土木費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
20 目 住環境整備 事業費	37,377	508	37,885	一般財源 508	2 納 料	483	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除 く。） 2人
					3 職員手当等	△399	
					4 共 濟 費	424	

歳 出

45 消 防 費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
45 款 消 防 費	7,067,641	141,509	7,209,150	特定財源 △268 一般財源 141,777			
05 項 消 防 費	7,067,641	141,509	7,209,150	特定財源 △268 一般財源 141,777			
05 目 常備消防費	4,960,261	147,504	5,107,765	その他 327 一般財源 147,177	1 報 酬	387	○ 職員給与費 一般職 (会計年度任用職員を除 く。) 456人 (ほか短時間勤務職員 10 人)
					2 給 料	63,543	○ 職員給与費 会計年度任用職員 (行政事務員 3人)
					3 職員手当等	43,550	
					4 共 濟 費	40,024	
10 目 非常備消防 費	157,208	△5,995	151,213	その他 △595 一般財源 △5,400	1 報 酬	△5,400	○ 消防団員報酬等 850人 (消防局) △5,400
					5 災害補償費	△595	○ 災害補償費 △595

議100-44

歳 出

50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
50 款 教 育 費	22,919,408	203,005	23,122,413	特定財源 0 一般財源 203,005			
05 項 教 育 総 務 費	8,433,784	87,842	8,521,626	特定財源 0 一般財源 87,842			
10 目 事務局費	1,474,697	38,998	1,513,695	一般財源 38,998	1 報 酬	13,845	○ 職員給与費 教育長 1人 △1,566
					2 給 料	14,343	○ 職員給与費 一般職 (会計年度任用職員を除 く。) 119人 20,207
					3 職員手当等	276	○ 職員給与費 会計年度任用職員 (行政事務員 35人) 17,648
					4 共 濟 費	10,276	○ 職員給与費 会計年度任用職員 (事務補助員 (こども青少年局)) 526
					8 旅 費	258	○ 職員給与費 会計年度任用職員 (事務補助員 (教育委員会事務局)) 1,925
							○ 職員旅費 258
15 目 学校指導費	1,121,259	48,844	1,170,103	一般財源 48,844	1 報 酉	16,157	○ 職員給与費 会計年度任用職員 (行政事務員 100人) 15,883
					3 職員手当等	27,275	○ 職員給与費 会計年度任用職員 (事務補助員 (教育委員会事務局)) 32,303

歳 出

50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
					4 共 濟 費	6,471	<input type="radio"/> 委員報酬 470人 1,717
					8 旅 費	△1,059	<input type="radio"/> 職員旅費 △1,059

議100-46

歲出

50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
10 項 小学校費	3,239,045	18,537	3,257,582	特定財源 0 一般財源 18,537			
05 目 学校管理費	1,738,526	18,537	1,757,063	一般財源 18,537	1 報 酬	5,222	○ 職員給与費 一般職 (会計年度任用職員を除 く。) 37人 9,554
					2 納 料	8,186	○ 職員給与費 会計年度任用職員 (事務補助員) (教育委員会事務局) 9,195
					3 職員手当等	4,492	○ その他諸経費 △212
					4 共 濟 費	849	
					8 旅 費	△212	

歳 出

50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
15 項 中学校費	1,801,298	6,727	1,808,025	特定財源 0 一般財源 6,727			
05 目 学校管理費	866,420	6,727	873,147	一般財源 6,727	1 報 酬	△991	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除 く。） 12人 9,786
					2 給 料	5,737	○ 職員給与費 会計年度任用職員（事務補助員 ）（教育委員会事務局） △2,837
					3 職員手当等	2,017	○ その他諸経費 △222
					4 共 濟 費	186	
					8 旅 費	△222	

議100-48

歳 出

50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
20 項 高等学校費	2,509,462	71,386	2,580,848	特定財源 0 一般財源 71,386			
05 目 高等学校総務費	1,650,438	71,386	1,721,824	一般財源 71,386	1 報 酬	7,202	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除く。） 188人（ほか短時間勤務職員3人） 62,097
					2 給 料	35,379	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員） 63人 8,745
					3 職員手当等	17,912	○ 職員給与費 会計年度任用職員（事務補助員）（教育委員会事務局） 227
					4 共 濟 費	10,576	○ 職員旅費 317
					8 旅 費	317	

歳 出

50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
25 項 幼稚園費	716,086	△35,761	680,325	特定財源 0 一般財源 △35,761			
05 目 幼稚園費	716,086	△35,761	680,325	一般財源 △35,761	1 報 酬	△643	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除 く。） 57人 △31,597
					2 給 料	△17,134	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員 ） 33人 △4,372
					3 職員手当等	△13,203	○ 職員給与費 会計年度任用職員（事務補助員 ）（教育委員会事務局） 512
					4 共 濟 費	△4,477	○ その他諸経費 △304
					8 旅 費	△304	

議100-50

歳 出

50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
30 項 特別支援学校費	308,966	3,611	312,577	特定財源 0 一般財源 3,611			
05 目 特別支援学校費	308,966	3,611	312,577	一般財源 3,611	1 報 酬	2,048	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除く。） 2人 388
					2 給 料	376	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員） 25人 3,260
					3 職員手当等	312	○ 職員給与費 会計年度任用職員（事務補助員） (教育委員会事務局) 103
					4 共 濟 費	1,015	○ その他諸経費 △140
					8 旅 費	△140	

歳 出

50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
35 項 社会教育費	956,340	△3,209	953,131	特定財源 0 一般財源 △3,209			
05 目 社会教育総務費	434,288	△3,209	431,079	一般財源 △3,209	1 報 酬	12,635	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除 <。) 27人 △20,944
					2 給 料	△12,969	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員 12,062) 33人
					3 職員手当等	△1,653	○ 職員給与費 会計年度任用職員（事務補助員 5,397) (教育委員会事務局)
					4 共 濟 費	△1,498	○ 職員旅費 276
					8 旅 費	276	

議100-52

歳 出

50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
40 項 保健体育費	4,954,427	53,872	5,008,299	特定財源 0 一般財源 53,872			
05 目 保健体育総務費	561,679	53,872	615,551	一般財源 53,872	1 報 酬	5,706	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除 <。） 47人 47,406
					2 給 料	21,120	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員 ） 46人 3,381
					3 職員手当等	17,263	○ 職員給与費 会計年度任用職員（事務補助員 ）（教育委員会事務局） 3,297
					4 共 濟 費	9,995	○ その他諸経費 △212
					8 旅 費	△212	

2 繰越明許費明細書

(単位 千円)

追 加

款	項	目	事業名	金額	繰 越 理 由
10 総務費	05 総務管理費	70 諸 費	物価高騰対策生活応援事業	231,000	物価高対策に係る事業の年度内完了が見込めないため
15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費	物価高対応子育て応援手当 支給関係事業	138,000	物価高対策に係る事業の年度内完了が見込めないため
35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費	省力化・生産性向上設備事業 導入支援事業	110,000	物価高対策に係る事業の年度内完了が見込めないため

3 紙与費明細書

(単位 千円)

(1) 特別職

区分		職員数							共済費	合計	備考
			報酬	給料	期末手当		地域手当	その他 の手当	計		
補 正 後	長等	人 4		46,392	17,658	月分 3.50			64,050	10,328	74,378
	議員	42	317,946		126,589	3.50			444,535	76,053	520,588
	その他	999	119,329	7,896	3,340	3.50			130,565	2,257	132,822
	計	1,045	437,275	54,288	147,587				639,150	88,638	727,788
補 正 前	長等	4		46,392	19,341	3.45			65,733	9,183	74,916
	議員	42	319,864		129,875	3.45			449,739	78,054	527,793
	その他	1,149	126,971	7,896	3,292	3.45			138,159	2,238	140,397
	計	1,195	446,835	54,288	152,508				653,631	89,475	743,106
比 較	長等	-		-	△ 1,683	0.05			△ 1,683	1,145	△ 538
	議員	-	△ 1,918		△ 3,286	0.05			△ 5,204	△ 2,001	△ 7,205
	その他	△ 150	△ 7,642	-	48	0.05			△ 7,594	19	△ 7,575
	計	△ 150	△ 9,560	-	△ 4,921				△ 14,481	△ 837	△ 15,318

(単位 千円)

(2) 一般職

総 括

区分	職員数 (人)	給 与 費						共 濟 費	合 計	備 考									
		報 酬	給 料	職員手当	計														
補 正 後	(1,936) 2,927	4,311,351	11,520,128	10,986,077	26,817,556		5,063,581		31,881,137										
補 正 前	(2,714) 2,943	4,055,973	11,404,795	10,782,593	26,243,361		4,922,235		31,165,596										
比 較	(△778) △ 16	255,378	115,333	203,484	574,195		141,346		715,541										
職 内 員 手 当 の 訳	区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日給手	管理職員勤務手当	宿日当手	直当手	夜間勤務手当	管理職手当	期末勤勉手当	定期通勤教育手当	産業教育手当	教員特別手当	初任給調整手当	退職手当
	補 正 後	289,366	1,091,410	254,235	258,970	147,830	918,188	195,032	813	572	59,501	242,700	6,508,594	1,830	6,661	11,142	10,972	988,261	
	補 正 前	302,143	1,080,503	250,144	261,228	157,025	862,682	218,981	1,155	572	59,081	232,522	6,377,390	1,780	6,145	9,750	11,002	950,490	
	比 較	△ 12,777	10,907	4,091	△ 2,258	△ 9,195	55,506	△ 23,949	△ 342	-	420	10,178	131,204	50	516	1,392	△ 30	37,771	
備 考																			

(注) () 内には、短時間勤務職員または会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしている。

議100-56

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費						共済費		合計		備考							
		給料		職員手当		計													
補正後	(46) 2,927	11,520,128		9,584,885		21,105,013		4,164,193		25,269,206									
補正前	(48) 2,943	11,404,795		9,453,775		20,858,570		4,078,904		24,937,474									
比較	(△2) △ 16	115,333		131,110		246,443		85,289		331,732									
職員手当の訳	区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日給手当	管理職員特別勤務手当	宿日当手	直手	夜間勤務手当	管理職手当	期末勤勉手当	定期通勤教育手当	産業教育手当	教員特別手当	初任給調整手当	退職手当
	補正後	289,366	1,091,410	254,235	258,970	147,830	918,188	195,032	813	572	59,501	242,700	5,107,402	1,830	6,661	11,142	10,972	988,261	
	補正前	302,143	1,080,503	250,144	261,228	157,025	862,682	218,981	1,155	572	59,081	232,522	5,048,572	1,780	6,145	9,750	11,002	950,490	
	比較	△ 12,777	10,907	4,091	△ 2,258	△ 9,195	55,506	△ 23,949	△ 342	-	420	10,178	58,830	50	516	1,392	△ 30	37,771	
備考																			

(注) () 内には、短時間勤務職員について外書きしている。

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費								共済費	合 計	備 考								
		報 酬	給 料	職員手当	計															
補 正 後	(1,890)	4,311,351		1,401,192	5,712,543		899,388		6,611,931											
補 正 前	(2,666)	4,055,973		1,328,818	5,384,791		843,331		6,228,122											
比 較	(△776)	255,378		72,374	327,752		56,057		383,809											
職 内 員 手 当 の 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時 間 外勤務手当	休 日給手当	管 理職員特別勤務手当	宿 日当手	直 手	夜間勤務手当	管 理職手当	期 末勤勉手当	定 時通勤教育手当	制信手当	産業教育手当	教員特別手当	初任給調整手当	退職手当
	補 正 後														1,401,192					
	補 正 前														1,328,818					
	比 較														72,374					
備 考																				

(注) () 内には、会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしている。

議100-58

(3) 一般職の給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料	千円 115,333	給与改定に伴う増減分	千円 379,177	給与改定の状況 給料月額改定率 3.40 % 給与改定実施時期 令和7.4.1	
		その他の増減分	△ 263,844	職員数の異動状況 (在職職員数) (その他) (計) 補正後 (46人) (46人) 2,927人 2,927人 補正前 (48人) (48人) 2,943人 2,943人 増減 (△2人) (△2人) △ 16人 △ 16人	
職員手当	千円 203,484	制度改正に伴う増減分	千円 343,635	期末・勤勉手当 310,531 千円 地域手当 他 33,104 千円	
		その他の増減分	△ 140,151	期末・勤勉手当 △ 179,327 千円 退職手当 他 39,176 千円	

(注) 備考欄中職員数の異動状況における()内には、短時間勤務職員について外書きしている。

議案第101号

令和7年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費補正予算
(第2号)

令和7年度尼崎市の特別会計国民健康保険事業費補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40,513千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43,242,486千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月16日提出

尼崎市長 松 本 真

第1表 峰入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
60 繰 入 金		4,979,893	40,513	5,020,406
	05 他会計繰入金	4,850,492	40,513	4,891,005
歳 入 合 計		43,201,973	40,513	43,242,486

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
05 総 務 費		1,353,848	40,513	1,394,361
	05 総 務 管 理 費	1,342,792	40,513	1,383,305
歳 出 合 計		43,201,973	40,513	43,242,486

特 別 会 計

國 民 健 康 保 險 事 業 費 予 算 說 明 書

(補正2号)

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

60 繰 入 金

議101-4

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
60 款 繰 入 金	4,979,893	40,513	5,020,406			
05 項 他会計繰入金	4,850,492	40,513	4,891,005			
05 目 他会計繰入金	4,850,492	40,513	4,891,005	職員給与費 等繰入金	40,513	○ (保健局) 40,513

歳 出

05 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
05 款 総務費	1,353,848	40,513	1,394,361	特定財源 0 一般財源 40,513			
05 項 総務管理費	1,342,792	40,513	1,383,305	特定財源 0 一般財源 40,513			
05 目 一般管理費	1,327,367	40,513	1,367,880	一般財源 40,513	1 報 酬	24,397	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除 く。） 57人（ほか短時間勤務職員3人） 2,203
					2 給 料	△5,584	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員 ） 25人 13,531
					3 職員手当等	14,303	○ 職員給与費 会計年度任用職員（事務補助員 ）（保健局） 24,779
					4 共 濟 費	7,397	

2 紙与費明細書

(単位 千円)

(1) 一般職

総 括

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費	合 計	備 考							
		報 酬	給 料	職員手当	計												
補 正 後	(44) 57	105,712	219,308	191,387	516,407		99,774		616,181								
補 正 前	(41) 59	81,315	224,892	176,634	482,841		92,377		575,218								
比 較	(3) △ 2	24,397	△ 5,584	14,753	33,566		7,397		40,963								
職 内 員 手 当 の 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時 間 外 休 日	給 特別勤務手当	管 理 職 員宿 日	直 夜 間 勤 務	管 理 職 期 末・勤 勉	定 時 制 通 信	産 業 教 育	教 員 特 別	初 任 給 調 整	退 職 手 当	
	補 正 後	2,372	20,169	6,864	3,218		25,124	376	當 手	當 手	當 手	當 教育	手 当	當 手	當 手		
	補 正 前	2,724	20,753	5,748	4,080		17,748										
	比 較	△ 352	△ 584	1,116	△ 862		7,376	376									
備 考																	

(注) () 内には、短時間勤務職員または会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしている。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費						共 济 費		合 計		備 考							
		給 料	職員手当	計															
補 正 後	(3) 57	219,308	154,605	373,913	76,638	450,551													
補 正 前	(7) 59	224,892	146,963	371,855	76,043	447,898													
比 較	(△4) △ 2	△ 5,584	7,642	2,058	595	2,653													
職 内 員 手 当 の 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日給手当	管理職員特別勤務手当	宿日当手	直夜間勤務手当	管理職手当	期末・勤勉手当	定期通勤教育手当	時制信手当	産業教育手当	教員特別手当	初任給調整手当	退職手当
	補 正 後	2,372	20,169	6,864	3,218		25,124	376					2,574	93,908					
	補 正 前	2,724	20,753	5,748	4,080		17,748						2,574	93,336					
	比 較	△ 352	△ 584	1,116	△ 862		7,376	376					-	572					
備 考																			

(注) () 内には、短時間勤務職員について外書きしている。

議101-8

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費						共済費	合計	備考										
		報酬	給料	職員手当	計															
補正後	(41)	105,712		36,782	142,494		23,136		165,630											
補正前	(34)	81,315		29,671	110,986		16,334		127,320											
比較	(7)	24,397		7,111	31,508		6,802		38,310											
職員手当の訳	区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日給手当	管理職員特別勤務手当	宿日当手	直手	夜間勤務手当	管理職手当	期末・勤勉手当	定期通勤教育手当	時制信手当	産業教育手当	教員特別手当	初任給調整手当	退職手当
	補正後													36,782						
	補正前													29,671						
	比較													7,111						
備考																				

(注) ()内には、会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしている。

(2) 一般職の給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考		
給料	千円 △ 5,584	給与改定に伴う増減分	千円 7,426		給与改定の状況 給料月額改定率 3.50 % 給与改定実施時期 令和7.4.1		
		その他の増減分	△ 13,010		職員数の異動状況 (在職職員数) (その他) (計) 補正後 (3人) (3人) 57人 57人 補正前 (7人) (7人) 59人 59人 増減 (△4人) (△4人) △2人 △2人		
職員手当	千円 14,753	制度改正に伴う増減分	千円 4,945		期末・勤勉手当 4,275 千円 地域手当 670 千円		
		その他の増減分	9,808		時間外勤務手当 7,376 千円 その他 2,432 千円		

(注) 備考欄中職員数の異動状況における()内には、短時間勤務職員について外書きしている。

令和7年度尼崎市特別会計介護保険事業費補正予算
(第1号)

令和7年度尼崎市の特別会計介護保険事業費補正予算(第1号)は、
次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,819千円を追
加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,837,628
千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補
正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月16日提出

尼崎市長 松 本 眞

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
60 繰 入 金		8,860,418	15,819	8,876,237
	05 他会計繰入金	8,244,660	15,819	8,260,479
歳 入 合 計		51,821,809	15,819	51,837,628

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
05 総 務 費		1,214,891	15,819	1,230,710
	05 総 務 管 理 費	1,214,891	15,819	1,230,710
歳 出 合 計		51,821,809	15,819	51,837,628

特 別 会 計

介 護 保 險 事 業 費 予 算 說 明 書

(補正1号)

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

60 繰 入 金

議102-4

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
60 款 繰 入 金	8,860,418	15,819	8,876,237			
05 項 他会計繰入金	8,244,660	15,819	8,260,479			
05 目 他会計繰入金	8,244,660	15,819	8,260,479	職員給与費 等繰入金	15,819	○ (福祉局) 15,819

歳 出

05 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
05 款 総務費	1,214,891	15,819	1,230,710	特定財源 0 一般財源 15,819			
05 項 総務管理費	1,214,891	15,819	1,230,710	特定財源 0 一般財源 15,819			
05 目 一般管理費	856,198	19,563	875,761	一般財源 19,563	1 報 酬	3,848	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除 く。） 34人（ほか短時間勤務職員1人） 15,224
					2 給 料	3,874	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員 ） 45人 1,337
					3 職員手当等	10,542	○ 職員給与費 会計年度任用職員（事務補助員 ）（福祉局） 3,002
					4 共 濟 費	1,299	
20 目 介護認定費	272,412	△3,744	268,668	一般財源 △3,744	1 報 酬	△3,744	○ 委員報酬 200人（福祉局） △3,744

2 紙与費明細書

(単位 千円)

(1) 一般職

総 括

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費	合 計	備 考										
		報 酬	給 料	職員手当	計															
補 正 後	(60) 34	166,731	138,190	161,677	466,598		87,428		554,026											
補 正 前	(64) 34	162,883	134,316	150,890	448,089		86,129		534,218											
比 較	(△4) -	3,848	3,874	10,787	18,509		1,299		19,808											
職 内 員 手 当 の 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時 間 外勤務手当	休 日給手当	管 理職員特別勤務手当	宿 日当手	直 日当手	夜 間勤務手当	管 理職手当	期 末・勤勉手当	定 時通勤教育手当	制 信手当	産 業教育手当	教 員特別教育手当	初任給調整手当	退職手当
	補 正 後	2,399	12,807	1,860	2,654	14	19,412	46						1,716	120,769					
	補 正 前	2,920	12,523	1,980	2,556	21	11,523							1,716	117,651					
	比 較	△ 521	284	△ 120	98	△ 7	7,889	46						-	3,118					
備 考																				

(注) () 内には、短時間勤務職員または会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしている。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費						共 济 費		合 計		備 考							
		給 料	職員手当	計															
補 正 後	(1) 34	138,190	103,980		242,170			50,531		292,701									
補 正 前	(1) 34	134,316	92,712		227,028			50,204		277,232									
比 較	(-) -	3,874	11,268		15,142			327		15,469									
職 内 員 手 当 の 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日給手当	管理職員特別勤務手当	宿日当手	直夜間勤務手当	管理職手当	期末・勤勉手当	定期通勤教育手当	時制信手当	産業教育手当	教員特別手当	初任給調整手当	退職手当
	補 正 後	2,399	12,807	1,860	2,654	14	19,412	46					1,716	63,072					
	補 正 前	2,920	12,523	1,980	2,556	21	11,523						1,716	59,473					
	比 較	△ 521	284	△ 120	98	△ 7	7,889	46					-	3,599					
備 考																			

(注) () 内には、短時間勤務職員について外書きしている。

議102-8

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費						共済費	合計	備考										
		報酬	給料	職員手当	計															
補正後	(59)	166,731		57,697	224,428		36,897		261,325											
補正前	(63)	162,883		58,178	221,061		35,925		256,986											
比較	(△4)	3,848		△ 481	3,367		972		4,339											
職員手当の訳	区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日給手当	管理職員特別勤務手当	宿日当手	直手	夜間勤務手当	管理職手当	期末・勤勉手当	定期通勤教育手当	時制信手当	産業教育手当	教員特別手当	初任給調整手当	退職手当
	補正後													57,697						
	補正前													58,178						
	比較													△ 481						
備考																				

(注) ()内には、会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしている。

(2) 一般職の給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考		
給料	千円 3,874	給与改定に伴う増減分	千円 4,347		給与改定の状況 給料月額改定率 3.25 % 給与改定実施時期 令和7.4.1		
		その他の増減分	△ 473		職員数の異動状況 (在職職員数) (その他) (計) 補正後 (1人) (1人) 34人 34人 補正前 (1人) (1人) 34人 34人 増減 (-人) (-人) -人 -人		
職員手当	千円 10,787	制度改正に伴う増減分	千円 6,415		期末・勤勉手当 6,023 千円 地域手当 392 千円		
		その他の増減分	4,372		時間外勤務手当 7,889 千円 その他 △ 3,517 千円		

(注) 備考欄中職員数の異動状況における()内には、短時間勤務職員について外書きしている。

議案第103号

尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する 条例の一部を改正する条例について

尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月16日提出

尼崎市長 松 本 真

尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する 条例の一部を改正する条例

第1条 尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年尼崎市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

付 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(説 明)

市議会議員の期末手当の支給月数を改定するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第104号

尼崎市職員の給与に関する条例及び尼崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市職員の給与に関する条例及び尼崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月16日提出

尼崎市長 松 本 真

尼崎市職員の給与に関する条例及び尼崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
(尼崎市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 尼崎市職員の給与に関する条例（昭和32年尼崎市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第12条の4第2項第2号ウ中「7, 100円」を「7, 300円」に改め、同号エ中「10, 000円」を「10, 400円」に改め、同号オ中「12, 900円」を「13, 500円」に改め、同号カ中「15, 800円」を「16, 600円」に改め、同号キ中「18, 700円」を「19, 700円」に改め、同号ク中「21, 600円」を「22, 800円」に改め、同号ケ中「24, 400円」を「25, 900円」に改め、同号コ中「26, 200円」を「29, 100円」に改め、同号サ中「28, 000円」を「32, 300円」に改め、同号シ中「29, 800円」を「35, 500円」に改め、同号ス中「31, 600円」を「38, 700円」に改める。

第19条第1項中「4, 400円」を「4, 700円」に、「6, 600円」を「7, 050円」に改める。

第21条第2項中「100分の125」を「、基準日のうち、6月1日に係る期末手当にあっては100分の125、12月1日に係る期末手当にあっては100分の127.5」に改め、同条第3項中「、「100分の70」を「「100分の70」と、「100分の127.

5」とあるのは「100分の72.5」に改め、同条第6項第1号中「100分の105」を「、基準日のうち、6月1日に係る勤勉手当にあっては100分の105、12月1日に係る勤勉手当にあっては100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「、基準日のうち、6月1日に係る勤勉手当にあっては100分の50、12月1日に係る勤勉手当にあっては100分の52.5」に改める。

第21条の5第1項中「310,000円」を「310,800円」に改める。

別表第1から別表第3の2までを次のように改める。

別表第1

行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料 月額							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	196,100	230,400	277,200	310,600	368,700	423,700	471,800	529,300
	2	197,200	232,500	278,300	311,900	370,500	425,700	480,600	539,300
	3	198,300	234,600	279,500	313,500	372,300	427,700	488,900	546,100
	4	199,400	236,800	280,600	315,200	373,800	429,700	497,200	551,600
	5	200,600	237,700	281,700	316,500	375,900	431,500	504,800	556,700
	6	201,800	238,600	282,900	317,800	377,700	433,500	511,600	562,100
	7	202,900	239,400	283,600	318,800	379,600	435,400	517,400	565,400
	8	204,000	240,300	284,900	320,100	381,400	437,300	521,800	568,600
	9	205,800	241,900	286,000	321,700	382,800	439,100	526,000	571,600
	10	207,600	243,200	287,100	323,400	384,600	441,100		
	11	209,400	244,300	288,500	325,000	386,300	443,200		
	12	211,300	245,700	289,500	326,600	388,100	445,000		
	13	212,800	246,700	290,800	328,200	390,200	446,600		
	14	215,000	247,500	291,900	329,900	392,200	448,200		
	15	217,300	248,800	293,100	331,600	394,200	449,700		
	16	219,700	250,200	294,200	333,100	395,900	451,200		
	17	221,700	251,600	295,500	335,000	397,600	452,300		
	18	223,800	253,100	296,700	336,600	399,300	453,400		
	19	225,800	254,300	297,800	338,400	400,900	454,500		
	20	228,000	255,600	299,100	339,700	402,500	455,600		
	21	230,200	256,900	299,800	341,500	404,000	456,600		
	22	232,200	258,500	301,000	343,300	405,400	457,500		
	23	234,300	259,700	302,200	344,900	406,900	458,500		
	24	236,500	261,000	303,600	346,000	408,300	459,400		
	25	237,400	262,300	305,200	347,900	409,800	460,200		
	26	238,200	263,600	306,300	349,900	411,200	461,100		
	27	239,000	264,800	307,300	351,800	412,600	461,800		
	28	239,900	265,900	308,500	353,100	413,900	462,500		
	29	241,500	267,100	309,600	354,800	415,200	463,200		
	30	242,800	268,000	310,800	356,400	416,300	464,000		
	31	244,100	268,900	312,000	358,100	417,300	464,800		
	32	245,600	269,800	313,000	359,800	418,300	465,600		
	33	246,600	270,700	314,400	361,500	419,200	466,400		
	34	247,400	271,800	315,900	363,400	420,000	467,200		
	35	248,300	272,400	317,200	365,300	420,700	468,000		
	36	249,400	273,300	318,600	367,100	421,300	468,700		
	37	250,600	274,200	319,800	368,900	422,000	469,500		
	38	251,600	275,100	321,100	370,600	422,600	470,200		
	39	252,500	276,000	322,600	372,300	423,200	470,900		
	40	253,700	277,100	324,100	373,700	423,800	471,600		
	41	254,800	277,900	325,200	374,900	424,400	472,400		
	42	256,000	278,600	326,400	376,400	424,900	473,100		
	43	256,800	279,300	327,600	377,500	425,500	473,900		

44	257,500	280,200	328,600	378,500	426,100	474,600	
45	258,200	280,800	329,900	379,500	426,700	475,400	
46	258,900	281,600	331,200	380,600	427,300	476,100	
47	259,600	282,400	332,400	381,700	427,900	476,800	
48	260,400	283,100	333,500	382,600	428,500	477,500	
49	260,700	283,600	333,900	383,600	428,900	478,300	
50	261,100	284,300	334,600	384,500	429,500	479,100	
51	261,400	285,000	335,200	385,500	430,000	479,800	
52	261,700	285,500	336,000	386,300	430,600	480,500	
53	261,800	286,300	336,600	387,100	431,000	481,300	
54	262,300	287,100	337,300	388,000	431,600	482,100	
55	262,800	287,800	338,100	388,800	432,200	482,800	
56	263,100	288,600	338,800	389,500	432,800	483,500	
57	263,500	289,400	339,600	390,300	433,300	484,300	
58	263,700	290,200	340,300	391,000	433,900	485,100	
59	264,000	291,000	340,900	391,800	434,500	485,800	
60	264,300	291,700	341,500	392,400	435,000	486,500	
61	264,600	292,400	341,900	393,100	435,500	487,300	
62	264,800	293,100	342,500	393,800	436,100	488,100	
63	265,100	293,700	342,900	394,500	436,700	488,800	
64	265,400	294,200	343,400	395,100	437,200	489,500	
65	265,700	294,700	343,900	395,800	437,700	490,300	
66	266,000	295,400	344,300	396,500	438,300	491,100	
67	266,300	296,200	344,700	397,200	438,900	491,800	
68	266,600	296,900	345,200	397,800	439,400	492,500	
69	266,900	297,400	345,700	398,400	439,900	493,300	
70	267,200	297,700	346,200	399,200	440,500	494,100	
71	267,500	298,200	346,700	399,900	441,100	494,800	
72	267,800	298,600	347,200	400,700	441,600	495,500	
73	268,100	298,700	347,600	401,300	442,100		
74	268,400	299,100	348,100	402,000	442,600		
75	268,700	299,500	348,400	402,500	443,200		
76	269,000	300,000	348,700	403,200	443,700		
77	269,300	300,200	349,100	404,000	444,200		
78	269,600	300,300	349,600	404,600	444,800		
79	269,900	300,500	350,000	405,100	445,400		
80	270,200	300,600	350,400	405,700	445,900		
81	270,500	301,100	350,900	406,300	446,400		
82	270,800	301,200	351,400	406,900	447,000		
83	271,100	301,700	351,700	407,400	447,600		
84	271,400	302,100	352,100	408,000	448,100		
85	271,700	302,400	352,400	408,600	448,600		
86	272,000	302,700	352,800	409,100	449,200		
87	272,300	303,200	353,200	409,600	449,800		
88	272,600	303,500	353,500	410,200	450,200		
89	272,900	303,900	353,800	410,800	450,700		
90	273,200	304,200	354,200	411,300			
91	273,500	304,600	354,600	411,800			
92	273,800	305,000	354,900	412,400			
93	274,100	305,300	355,200	413,000			
94		305,800	355,500	413,500			

		95	306,100	356,000	414,000				
		96	306,500	356,300	414,600				
		97	306,700	356,800	415,200				
		98	307,200	357,300	415,700				
		99	307,600	357,700	416,200				
		100	308,100	357,900	416,800				
		101	308,500	358,400	417,400				
		102	308,900	358,900	417,900				
		103	309,400	359,400	418,400				
		104	309,900	359,800	419,000				
		105	310,400	360,300	419,600				
		106	310,800	360,800	420,100				
		107	311,300	361,300	420,600				
		108	311,700	361,700	421,200				
		109	312,000	362,100	421,800				
		110	312,500	362,600	422,300				
		111	313,000	363,000	422,800				
		112	313,400	363,400	423,300				
		113	313,700	363,900	423,900				
		114	314,200	364,200	424,400				
		115	314,600	364,600	424,900				
		116	315,000	365,000	425,500				
		117	315,300	365,500	426,100				
		118		366,000	426,600				
		119		366,500	427,100				
		120		366,900	427,700				
		121		367,400	428,300				
		122		367,900	428,800				
		123		368,400	429,300				
		124		368,800	429,900				
		125		369,200	430,500				
		126		369,700	431,000				
		127		370,200	431,500				
		128		370,600					
		129		371,100					
		130		371,600					
		131		372,100					
		132		372,500					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準 給料 月額							
		200,300	227,800	269,500	290,100	331,900	374,800	409,200	462,400
摘要 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。									

別表第2

教 育 職 給 料 表

ア 教育職給料表(一)

職員 の区 分	等級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
	1	212,900	234,000	332,300	389,400	464,700
	2	215,300	236,400	334,000	390,900	466,500
	3	217,600	238,800	335,800	392,300	468,300
	4	219,900	241,300	337,500	393,700	470,100
	5	222,100	243,700	339,100	395,100	471,800
	6	224,400	246,100	341,200	396,500	473,500
	7	226,600	248,500	343,300	398,000	475,400
	8	228,800	251,000	345,300	399,400	477,200
	9	231,000	253,400	347,200	400,700	478,900
	10	233,200	255,000	349,200	402,100	480,500
	11	235,400	256,600	351,000	403,600	482,100
	12	237,600	258,200	352,700	405,100	483,600
	13	239,800	259,800	354,400	406,400	485,100
	14	241,900	261,200	356,000	407,900	486,400
	15	244,000	262,600	357,400	409,400	487,800
	16	246,100	264,000	358,900	410,900	489,100
	17	248,200	265,400	360,200	412,300	490,300
	18	250,000	266,600	361,700	413,900	490,900
	19	251,700	267,800	363,000	415,500	491,500
定年 前再 任用	20	253,400	269,000	364,300	417,000	492,200
	21	255,100	270,300	365,600	418,200	492,800
	22	256,400	271,400	367,200	419,600	493,400
短時 間勤	23	257,700	272,500	368,800	421,000	494,000
務職	24	258,900	273,700	370,200	422,300	494,700
員以 外の	25	260,100	275,000	371,600	423,900	495,300
職員	26	261,300	276,700	373,000	425,300	495,900
	27	262,500	278,400	374,300	426,600	496,500
	28	263,700	280,100	375,500	428,000	497,200
	29	264,800	281,800	376,700	429,400	497,800
	30	265,800	283,800	378,400	430,700	498,400
	31	266,900	286,000	379,900	432,200	499,000
	32	267,900	288,200	381,500	433,700	499,700
	33	269,000	290,400	383,200	435,300	500,300
	34	270,100	292,600	384,900	436,700	500,900
	35	271,300	294,800	386,600	438,300	501,500
	36	272,600	296,900	388,300	439,800	502,200
	37	273,800	298,900	389,600	441,500	502,800
	38	274,900	300,800	391,100	443,000	503,400
	39	276,100	302,700	392,300	444,600	504,000
	40	277,200	304,500	393,400	446,200	504,700
	41	278,500	306,300	394,400	447,700	505,300
	42	279,500	308,200	395,700	449,200	

43	280,500	310,000	397,000	450,400
44	281,400	311,700	398,300	451,600
45	282,000	313,400	399,800	452,800
46	282,800	315,200	401,500	454,100
47	283,600	316,900	403,100	455,300
48	284,400	318,500	404,500	456,500
49	285,100	320,100	405,700	457,600
50	285,900	321,800	407,200	458,800
51	286,600	323,600	408,500	460,000
52	287,400	325,300	410,000	461,200
53	288,200	326,600	411,400	462,400
54	289,000	328,500	412,800	463,600
55	289,700	330,300	414,200	464,800
56	290,500	332,000	415,700	466,000
57	291,200	333,600	417,000	467,100
58	291,800	335,500	417,900	467,700
59	292,600	337,200	419,100	468,200
60	293,400	338,900	420,300	468,700
61	294,100	340,600	421,500	469,200
62	294,700	342,300	422,700	469,800
63	295,500	344,000	423,900	470,300
64	296,100	345,700	425,100	470,800
65	297,100	347,400	426,000	471,300
66	297,900	348,700	427,200	471,900
67	298,600	350,000	428,300	472,400
68	299,300	351,300	429,500	472,900
69	299,900	352,800	430,500	473,400
70	300,600	354,400	431,500	474,000
71	301,300	355,900	432,500	474,500
72	302,000	357,500	433,400	475,000
73	302,700	358,900	434,100	475,500
74	303,400	360,500	434,800	476,100
75	304,100	362,100	435,700	476,600
76	304,600	363,500	436,500	477,100
77	305,200	365,000	436,900	477,600
78	305,800	366,600	437,500	
79	306,500	368,200	437,900	
80	307,100	369,700	438,500	
81	307,600	371,200	439,100	
82	308,200	372,800	439,400	
83	308,900	374,300	439,600	
84	309,600	375,800	439,800	
85	310,200	377,300	439,900	
86	311,000	378,900	440,000	
87	311,700	380,500	440,300	
88	312,300	382,000	440,500	
89	313,000	383,400	440,800	
90	313,800	384,800	441,100	
91	314,600	386,200	441,400	
92	315,400	387,500	441,600	
93	315,900	388,800	441,900	

94	316,700	390,200	442,200
95	317,500	391,500	442,500
96	318,300	392,800	442,800
97	318,900	393,900	443,100
98	319,600	395,300	443,400
99	320,400	396,600	443,700
100	321,100	397,900	444,000
101	321,900	399,100	444,300
102	322,700	400,400	444,600
103	323,600	401,500	444,900
104	324,400	402,700	445,200
105	325,000	403,900	445,500
106	325,800	405,000	445,800
107	326,600	406,200	446,100
108	327,400	407,400	446,400
109	328,100	408,800	446,700
110	328,500	409,800	447,000
111	328,800	410,800	447,300
112	329,300	411,800	447,600
113	329,800	412,700	447,900
114	330,200	413,700	
115	330,600	414,800	
116	331,000	415,900	
117	331,500	416,600	
118	332,000	417,500	
119	332,400	418,400	
120	332,900	419,300	
121	333,400	420,100	
122	333,800	420,900	
123	334,200	421,700	
124	334,700	422,500	
125	335,200	423,100	
126	335,500	423,800	
127	335,800	424,500	
128	336,100	425,200	
129	336,300	425,800	
130	336,600	426,300	
131	336,900	426,600	
132	337,100	426,900	
133	337,300	427,200	
134	337,500	427,500	
135	337,700	427,800	
136	338,000	428,000	
137	338,300	428,200	
138	338,500	428,500	
139	338,800	428,800	
140	339,100	429,000	
141	339,300	429,200	
142	339,500	429,500	
143	339,800	429,800	
144	340,000	430,000	

	145	340,300	430,200			
	146	340,500	430,500			
	147	340,800	430,800			
	148	341,100	431,000			
	149	341,300	431,200			
	150	341,500	431,500			
	151	341,800	431,800			
	152	342,100	432,000			
	153	342,300	432,200			
	154	342,600	432,500			
	155	342,900	432,800			
	156	343,200	433,000			
	157	343,400	433,200			
	158	343,700	433,500			
	159	344,000	433,800			
	160	344,300	434,000			
	161	344,500	434,200			
	162	344,800	434,500			
	163	345,100	434,800			
	164	345,400	435,000			
	165	345,600	435,200			
	166	345,900	435,500			
	167	346,200	435,800			
	168	346,500	436,000			
	169	346,700	436,200			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額
		247,200	288,900	319,100	348,200	436,000
摘要						
1 この表は、尼崎市立高等学校（以下「市立高等学校」という。）に勤務する職員で校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手又は講師の職にあるもの及び尼崎市立特別支援学校（以下「市立特別支援学校」という。）に勤務する職員で実習助手の職にあるものに適用する。						
2 この表の適用を受ける職員のうちその等級が4級である職員の給料月額又は基準給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。						

イ 教育職給料表(二)

職員 の区 分	等級 号給	1級	2級	3級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額
		円	円	円
	1	212,900	234,000	361,900
	2	215,300	236,400	363,400
	3	217,600	238,800	364,900
	4	219,900	241,300	366,300
	5	222,100	243,700	367,700
	6	224,400	246,100	369,000
	7	226,600	248,500	370,300
	8	228,800	251,000	371,700
	9	231,000	253,400	373,100
	10	233,200	255,000	374,400
	11	235,400	256,600	375,700
	12	237,600	258,200	376,900
	13	239,800	259,800	378,100
	14	241,900	261,200	379,400
	15	244,000	262,600	380,600
	16	246,100	264,000	381,800
	17	248,200	265,400	382,800
	18	250,000	266,600	384,000
	19	251,700	267,800	385,200
定年	20	253,400	269,000	386,300
前再	21	255,100	270,300	387,300
任用	22	256,400	271,400	388,500
短時	23	257,700	272,500	389,700
間勤	24	258,900	273,700	390,800
務職	25	260,100	275,000	391,800
員以	26	261,200	276,700	393,000
外の	27	262,300	278,400	394,100
職員	28	263,400	280,100	395,200
	29	264,600	281,800	396,300
	30	265,700	283,800	397,500
	31	266,800	286,000	398,700
	32	267,800	288,200	399,800
	33	268,900	290,400	400,800
	34	269,900	292,600	401,900
	35	270,900	294,800	403,100
	36	272,000	296,900	404,300
	37	273,200	298,900	405,500
	38	274,100	300,800	406,800
	39	275,100	302,700	407,900
	40	276,200	304,500	409,100
	41	277,400	306,300	410,200
	42	278,500	308,200	411,500
	43	279,600	310,000	412,500
	44	280,700	311,700	413,600

45	281,600	313,400	414,800
46	282,400	315,200	416,000
47	283,200	316,900	417,200
48	284,000	318,500	418,400
49	284,600	320,100	419,500
50	285,400	321,800	420,500
51	286,100	323,600	421,800
52	286,800	325,300	423,000
53	287,600	326,600	424,200
54	288,400	328,500	425,300
55	289,000	330,300	426,400
56	289,700	332,000	427,500
57	290,400	333,600	428,500
58	291,200	335,500	429,700
59	292,000	337,200	430,900
60	292,600	338,900	432,100
61	293,200	340,600	432,700
62	293,900	342,300	433,500
63	294,600	344,000	434,200
64	295,100	345,700	434,700
65	295,800	347,400	435,000
66	296,500	348,700	435,300
67	297,100	350,000	435,700
68	297,700	351,300	436,100
69	298,400	352,800	436,400
70	299,100	354,300	436,800
71	299,700	355,800	437,100
72	300,400	357,300	437,400
73	300,900	358,600	437,700
74	301,500	360,100	438,000
75	302,200	361,600	438,300
76	302,700	363,000	438,600
77	303,300	364,400	438,800
78	303,900	365,900	439,100
79	304,500	367,400	439,400
80	305,100	368,900	439,600
81	305,600	370,200	439,800
82	306,100	371,500	440,100
83	306,700	372,800	440,400
84	307,300	374,000	440,600
85	307,700	375,200	440,800
86	308,100	376,400	441,100
87	308,600	377,500	441,400
88	309,100	378,600	441,600
89	309,500	379,600	441,800
90	310,000	380,700	442,100
91	310,400	381,800	442,400
92	310,900	382,900	442,600
93	311,200	384,000	442,800
94	311,700	385,100	443,100
95	312,200	386,100	443,400

96	312,600	387,200	443,600
97	312,900	388,200	443,800
98	313,300	389,200	444,100
99	313,700	390,100	444,400
100	314,100	391,000	444,600
101	314,500	391,800	444,800
102	314,800	392,800	
103	315,100	393,600	
104	315,400	394,500	
105	315,600	395,300	
106	315,900	396,200	
107	316,200	397,100	
108	316,400	398,000	
109	316,600	398,800	
110	316,800	399,800	
111	317,100	400,700	
112	317,400	401,600	
113	317,600	402,200	
114		403,100	
115		404,000	
116		404,900	
117		405,700	
118		406,400	
119		407,200	
120		408,000	
121		408,600	
122		409,300	
123		410,000	
124		410,600	
125		411,200	
126		411,900	
127		412,400	
128		413,000	
129		413,600	
130		414,200	
131		414,700	
132		415,200	
133		415,500	
134		415,800	
135		416,000	
136		416,300	
137		416,600	
138		416,900	
139		417,200	
140		417,500	
141		417,800	
142		418,100	
143		418,400	
144		418,700	
145		418,900	
146		419,200	

147	419,500
148	419,700
149	419,900
150	420,200
151	420,500
152	420,700
153	420,900
154	421,200
155	421,500
156	421,700
157	421,900
158	422,200
159	422,500
160	422,700
161	422,900
162	423,200
163	423,500
164	423,700
165	423,900
166	424,200
167	424,500
168	424,700
169	424,900
170	425,200
171	425,500
172	425,700
173	425,900

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
	238,400	285,800	341,600

摘要

- この表は、尼崎市立幼稚園（以下「市立幼稚園」という。）に勤務する職員で園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭又は講師の職にあるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうちその等級が3級である職員の給料月額又は基準給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3

消 防 職 給 料 表

職員 の区 分	等級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	219,000	258,500	297,300	310,600	368,700	423,700
	2	221,600	259,400	298,700	311,900	370,500	425,700
	3	224,100	261,000	300,200	313,500	372,300	427,700
	4	226,800	262,400	301,700	315,200	373,800	429,700
	5	229,100	263,600	303,200	316,500	375,900	431,500
	6	231,300	265,100	304,600	317,800	377,700	433,500
	7	233,700	266,200	305,600	318,800	379,600	435,400
	8	236,200	267,200	307,100	320,100	381,400	437,300
	9	238,400	268,500	308,400	321,700	382,800	439,100
	10	240,400	270,000	309,600	323,400	384,600	441,100
	11	242,400	271,500	311,300	325,000	386,300	443,200
	12	244,500	273,200	312,600	326,600	388,100	445,000
	13	246,600	274,600	313,900	328,200	390,200	446,600
	14	248,300	276,100	315,200	329,900	392,200	448,200
	15	250,100	277,600	316,500	331,600	394,200	449,700
	16	252,100	279,400	317,700	333,100	395,900	451,200
	17	252,800	280,800	319,100	335,000	397,600	452,300
	18	253,600	282,200	320,500	336,600	399,300	453,400
	19	254,600	283,600	321,900	338,400	400,900	454,500
	20	255,700	285,000	323,400	339,700	402,500	455,600
	21	257,500	286,100	324,200	341,500	404,000	456,600
	22	258,900	287,300	325,600	343,300	405,400	457,500
	23	260,300	288,500	327,000	344,900	406,900	458,500
	24	262,000	289,600	328,600	346,000	408,300	459,400
	25	263,300	290,400	330,400	347,900	409,800	460,200
	26	264,400	291,600	331,700	349,900	411,200	461,100
	27	265,600	292,800	332,900	351,800	412,600	461,800
	28	267,000	294,200	334,300	353,100	413,900	462,500
	29	268,600	295,300	335,700	354,800	415,200	463,200
	30	270,100	296,500	337,200	356,400	416,300	464,000
	31	271,400	297,900	338,600	358,100	417,300	464,800
	32	273,000	299,000	339,800	359,800	418,300	465,600
	33	274,400	300,200	341,400	361,500	419,200	466,400
	34	275,900	301,600	343,100	363,400	420,000	467,200
	35	277,000	302,800	344,500	365,300	420,700	468,000
	36	278,000	304,000	346,000	367,100	421,300	468,700
	37	279,000	305,200	347,500	368,900	422,000	469,500
	38	280,100	306,700	348,800	370,600	422,600	470,200
	39	281,000	307,800	350,400	372,300	423,200	470,900
	40	282,100	309,200	352,100	373,700	423,800	471,600
	41	282,700	310,400	353,300	374,900	424,400	472,400
	42	283,600	311,400	354,600	376,400	424,900	473,100
	43	284,200	312,200	356,000	377,500	425,500	473,900

44	285,000	313,100	357,100	378,500	426,100	474,600
45	285,800	314,000	358,500	379,500	426,700	475,400
46	286,700	314,800	359,900	380,600	427,300	476,100
47	287,700	315,900	361,100	381,700	427,900	476,800
48	288,500	317,100	362,300	382,600	428,500	477,500
49	289,600	318,200	363,000	383,600	428,900	478,300
50	290,200	319,300	363,900	384,500	429,500	479,100
51	291,000	320,400	364,600	385,500	430,000	479,800
52	291,900	321,600	365,500	386,300	430,600	480,500
53	292,800	322,800	366,100	387,100	431,000	481,300
54	293,600	323,800	366,800	388,000	431,600	482,100
55	294,500	324,800	367,600	388,800	432,200	482,800
56	295,400	326,000	368,300	389,500	432,800	483,500
57	296,300	327,100	369,000	390,300	433,300	484,300
58	297,100	328,000	369,700	391,000	433,900	485,100
59	297,800	328,900	370,300	391,800	434,500	485,800
60	298,400	329,900	371,000	392,400	435,000	486,500
61	299,200	331,100	371,300	393,100	435,500	487,300
62	300,300	332,000	371,900	393,800	436,100	488,100
63	301,300	332,800	372,300	394,500	436,700	488,800
64	302,400	333,600	372,800	395,100	437,200	489,500
65	303,400	334,500	373,300	395,800	437,700	490,300
66	304,300	335,300	373,800	396,500	438,300	491,100
67	305,200	336,000	374,200	397,200	438,900	491,800
68	306,100	337,000	374,700	397,800	439,400	492,500
69	307,000	338,000	375,300	398,400	439,900	493,300
70	307,900	338,800	375,800	399,200	440,500	494,100
71	308,700	339,400	376,400	399,900	441,100	494,800
72	309,600	339,900	376,900	400,700	441,600	495,500
73	310,500	340,400	377,500	401,300	442,100	
74	311,200	340,500	378,100	402,000	442,600	
75	311,900	340,700	378,400	402,500	443,200	
76	312,600	340,900	378,900	403,200	443,700	
77	313,300	341,300	379,500	404,000	444,200	
78	313,900	341,800	380,100	404,600	444,800	
79	314,500	342,200	380,600	405,100	445,400	
80	315,100	342,700	381,200	405,700	445,900	
81	315,500	343,200	381,800	406,300	446,400	
82	316,100	343,700	382,400	406,900		
83	316,600	344,100	382,800	407,400		
84	317,200	344,400	383,400	408,000		
85	317,800	344,900	383,800	408,600		
86	318,200	345,300	384,300	409,100		
87	318,500	345,700	384,700	409,600		
88	318,800	346,200	385,200	410,200		
89	319,100	346,600	385,700	410,800		
90	319,400	347,000	386,100	411,300		
91	319,700	347,300	386,600	411,800		
92	320,000	347,800	387,100	412,400		
93	320,300	348,100	387,700	413,000		
94	320,600	348,500	388,000	413,500		

95	320,900	348,900	388,600	414,000
96	321,200	349,400	389,100	414,600
97	321,500	349,800	389,700	415,200
98	321,800	350,300	390,300	415,700
99	322,100	350,800	390,800	416,200
100	322,400	351,100	391,200	416,800
101	322,700	351,500		417,400
102	323,000	351,900		417,900
103	323,300	352,200		418,400
104	323,600	352,700		419,000
105	323,900	353,100		419,600
106	324,200	353,400		420,100
107	324,500	353,800		420,600
108	324,800	354,300		421,200
109	325,100	354,700		421,800
110	325,400	355,000		422,300
111	325,700	355,300		422,800
112	326,000	355,700		423,300
113	326,300	356,000		423,900
114		356,400		424,400
115		356,700		424,900
116		357,100		425,500
117		357,400		426,100
118		357,800		426,600
119		358,100		427,100
120		358,500		427,700
121		358,800		428,300
122		359,200		428,800
123		359,600		429,300
124		360,000		
125		360,200		
126		360,600		
127		360,900		
128		361,300		
129		361,600		
130		362,000		
131		362,300		
132		362,700		
133		363,000		
134		363,400		
135		363,700		
136		364,100		
137		364,400		
138		364,800		
139		365,100		
140		365,500		
141		365,800		
142		366,200		
143		366,500		
144		366,900		
145		367,200		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給 料 月 額					
		200,300	227,800	269,500	290,100	331,900	374,800

摘要 この表は、消防司令長、消防司令、消防司令補、消防士長又は消防士の階級にある職員に適用する。

備考 「消防司令長」、「消防司令」、「消防司令補」、「消防士長」及び「消防士」とは、それぞれ消防組織法（昭和22年法律第226号）第16条第2項の規定に基づく市の規則で定められた階級をいう。

別表第3の2

医療職給料表

職員 の区 分	等級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
	1	305,600	415,600	470,300	566,200
	2	307,900	418,300	472,300	572,300
	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
	9	328,300	434,000	484,600	599,500
	10	331,800	435,500	486,300	601,800
	11	335,200	437,000	488,100	
	12	338,600	438,500	489,900	
	13	342,000	439,900	491,700	
	14	345,500	441,300	493,400	
	15	348,900	442,800	495,200	
	16	352,300	444,200	497,000	
定年	17	355,700	445,500	498,800	
前再	18	358,800	447,000	500,700	
任用	19	362,000	448,400	502,600	
短時	20	365,200	449,800	504,500	
間勤	21	368,500	451,100	506,400	
務職	22	371,600	452,600	508,100	
員以	23	374,700	454,000	509,900	
外の	24	377,700	455,400	511,700	
職員	25	380,800	456,800	513,300	
	26	383,100	458,200	515,100	
	27	385,400	459,500	516,900	
	28	387,600	460,900	518,400	
	29	389,500	462,300	519,800	
	30	391,200	463,600	521,500	
	31	392,900	465,000	523,300	
	32	394,700	466,400	525,000	
	33	396,400	467,700	526,500	
	34	398,200	469,100	527,800	
	35	399,800	470,400	529,100	
	36	401,100	471,800	530,400	
	37	402,500	473,200	531,400	
	38	403,900	474,900	532,700	
	39	405,300	476,500	534,000	
	40	406,700	478,000	535,300	
	41	408,200	479,600	536,300	
	42	408,900	480,800	537,100	
	43	409,500	481,900	537,900	

	44	410,100	483,000	538,700	
	45	410,900	484,000	539,600	
	46	411,500	484,900	540,400	
	47	412,100	485,800	541,200	
	48	412,600	486,600	541,900	
	49	413,100	487,300	542,700	
	50	413,500	488,000	543,500	
	51	414,000	488,700	544,200	
	52	414,400	489,300	545,100	
	53	414,800	489,900	546,000	
	54	415,100	490,600	546,800	
	55	415,400	491,200	547,700	
	56	415,800	491,800	548,600	
	57	416,100	492,100	549,400	
	58	416,500	492,700	550,200	
	59	416,800	493,300	551,000	
	60	417,200	494,000	551,700	
	61	417,600	494,400	552,500	
	62	417,900	495,000	553,400	
	63	418,200	495,700	554,300	
	64	418,500	496,400	555,200	
	65	418,800	496,800	556,000	
	66		497,400	556,900	
	67		498,000	557,800	
	68		498,500	558,700	
	69		499,000	559,500	
	70		499,500	560,400	
	71		500,000	561,300	
	72		500,500	562,200	
	73		500,900	563,000	
	74		501,400		
	75		501,800		
	76		502,200		
	77		502,700		
	78		503,300		
	79		503,800		
	80		504,200		
	81		504,700		
	82		505,300		
	83		505,900		
	84		506,400		
	85		506,900		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額
		312,900	356,500	412,800	488,500

摘要 この表は、医師法（昭和23年法律第20
1号）第2条に規定する免許を有しているこ
とを条件に任命された職員に適用する。

第2条 尼崎市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「、基準日のうち、6月1日に係る期末手当にあっては100分の125、12月1日に係る期末手当にあっては100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」を「、「100分の71.25」に改め、同条第6項第1号中「、基準日のうち、6月1日に係る勤勉手当にあっては100分の105、12月1日に係る勤勉手当にあっては100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、基準日のうち、6月1日に係る勤勉手当にあっては100分の50、12月1日に係る勤勉手当にあっては100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

(尼崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 尼崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
(平成22年尼崎市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

第4条第5項中「同条第5項」を「「100分の127.5」とあるのは「100分の127.5（特定任期付職員にあっては、100分の97.5）」と、同条第5項」に、「給与条例付則第16項」を

「「100分の107.5」とあるのは「100分の107.5（特定任期付職員にあっては、100分の80）」と、給与条例付則第16項」に改める。

第4条 尼崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の127.5（特定任期付職員にあっては、100分の97.5）」を「100分の96.25」に、「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の77.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の107.5（特定任期付職員にあっては、100分の80）」を「100分の78.75」に改める。

付 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の尼崎市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）及び第3条の規定による改正後の尼崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の尼崎市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の尼崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(説明)

職員の給与改定を実施するため、条例改正が必要であることから、
本案を提出する。

議案第105号

尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月16日提出

尼崎市長 松 本 真

尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和36年尼崎市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

付則に次の1項を加える。

29 当分の間、市長（尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和7年尼崎市条例第号）の施行の際現に在職する者に限る。）に支給する期末手当の額の算定に係る第3条第2項の規定の適用については、同項中「100分の177.5」とあるのは、「100分の172.5」とする。ただし、市の他の条例の規定によりこの条例の適用を受ける者の例に準じて期末手当を支給する場合は、この限りでない。

第2条 尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項及び付則第29項中「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の尼崎市特別職の職員で常勤のものの給

与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（説明）

市長及び副市長の期末手当の支給月数を改定するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。